

報告第 21 号

専決処分の報告について（丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 8 年 6 月 19 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

1 被解嘱者

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	白川 常俊	丸亀市小中学校校長会 副会長

2 解嘱年月日

令和8年4月1日

3 解嘱理由

丸亀市小中学校校長会において、委員に対する推薦者の変更があったため

4 被委嘱者

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	大西 光宏	丸亀市小中学校校長会 副会長

5 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年6月30日まで（残任期間）

丸亀市社会教育委員名簿

	区分	氏 名	備 考
1	社会教育の関係者	金澤 泰宏	丸亀市PTA連絡協議会 会長
2	社会教育の関係者	秋山 いとこ	丸亀市子ども会育成連絡協議会 MJC担当
3	社会教育の関係者	引田 真人	岡田コミュニティセンター 所長
4	学校教育の関係者	大村 隆史	東海大学総合教育研究センター現代文明論センター 特任講師
5	学校教育の関係者	<u>大西 光宏</u>	丸亀市立学校長会 副会長（東中学校長） ※令和8年4月1日委嘱により、委嘱期間は令和8年4月1日から 令和9年6月30日まで
6	家庭教育の向上に資する活動を行う者	三井 喜代子	認定NPO法人さぬきっずコムシアター 理事
7	家庭教育の向上に資する活動を行う者	逸見 美智子	元あやうたこども園 園長
8	学識経験者	鈴木 裕美	香川大学医学部衛生学 助教
9	学識経験者	西谷 清美	四国学院大学社会福祉学部 教授
10	学識経験者	荻上 健太郎	東京学芸大学 学長補佐

委嘱期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで